

郡山市国民健康保険一部負担金の免除等に関する要綱

平成23年 4月 1日制定
平成27年12月25日一部改正
平成30年 3月27日一部改正
平成31年 2月26日一部改正
令和 元年 9月25日一部改正
令和 2年 9月16日一部改正
令和 3年 3月10日一部改正
〔市民部国民健康保険課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定による一部負担金の支払の徴収猶予及び免除（以下「免除等」という。）その他の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入の認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。

(措置の対象者)

第3条 この要綱において、免除等の対象者は、郡山市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で、保険医療機関に入院している者又は入院が予定されている者とする。

(措置の理由)

第4条 法第44条第1項の特別の理由は、次に掲げるところによる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による死亡、心身の障害又は資産の重大な損害
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由による収入の減少
- (3) 社会的経済的事情による事業若しくは業務の休廃止又は解雇その他の非自発的な事由による失業に伴う収入の著しい減少
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が法第44条第1項の規定による措置を行うことが必要と認める理由

(一部負担金の徴収猶予の内容)

第5条 市長は、前条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該対象世帯に属する被保険者の一部負担金について徴収猶予を行うものとする。

- (1) 一部負担金の徴収を猶予すべき期間内に収入が生じることが確実であるが、現在、一部負担金の納付が困難であるとき、又は世帯主等の傷病が治癒若しくは軽快に至れば資力が回復し、一部負担金を納付できるとき。

- (2) 申請があった日の属する月の直前3か月における被保険者である世帯員全ての実収入月額合計額が当該3か月の基準生活費に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額を合算した額に1000分の1155を乗じて得た額以下であり、かつ、被保険者である世帯員全ての預貯金の合計額が3か月の基準生活費の合計額以下となったと認められる世帯のうち、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者の扶養又は利用しうる資産及び能力の活力を図ったにもかかわらず一部負担金（同一の疾病又は負傷につき、同一の保険医療機関で受けた入院療養に係るものに限る。）の支払いが困難であると認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収猶予を行わない。
- (1) 申請の日において国民健康保険税を滞納しており、かつ、納税相談等による納付の確約が得られていないとき。
- (2) 他の制度の利用により一部負担金の支払いが可能であると認められるとき。
- (3) 徴収猶予の申請の日の属する年度において、既に徴収猶予又は免除を受けているとき。
- 3 徴収猶予の期間は、当該徴収猶予を申請した日の属する月を含めて3か月以内の一部負担金について、各月から起算して6か月を限度とする。
- 4 一部負担金の徴収を猶予された対象世帯の被保険者は、猶予期間の満了日を期日とし、当該徴収を猶予された一部負担金の全額を市に納入しなければならない。

（一部負担金の免除の内容）

第6条 市長は、第4条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において、免除の申請があった日の属する月の直前3か月における被保険者である世帯員全ての実収入月額合計額が当該3か月の基準生活費に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額を合算した額に1000分の1155を乗じて得た額以下であり、かつ、被保険者である世帯員全ての預貯金の合計額が3か月の基準生活費の合計額以下となったと認められる世帯のうち、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者の扶養又は利用しうる資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず一部負担金の支払いが困難であると認められるものに対し、市長が認める期間（申請のあった日の属する月の初日から起算して、3か月までの期間に限る。）において支払いの義務が発生する一部負担金（同一の疾病又は負傷につき、同一の保険医療機関で受けた入院療養に係るものに限る。）について免除を行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、免除を行わない。

- (1) 申請の日において国民健康保険税を滞納しており、かつ、納税相談等による納付の確約が得られていないとき。
- (2) 他の制度の利用により一部負担金の支払いが可能であると認められるとき。
- (3) 免除の申請の日の属する年度において、既に徴収猶予又は免除を受けているとき。

（免除等の申請）

第7条 第5条又は第6条の規定による免除等を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、国民健康保険一部負担金免除等申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 収入資産等申告書（第2号様式）
- (2) 申請の日の属する年（以下「申請年」という。）の前年の世帯員の合計所得金額を確認でき

る書類（以下「所得証明書等」という。）、心身の障害及び財産の損害の程度を確認できる書類並びに災証明書その他の災害を受けたことを証する書類（第4条第1号に該当する場合に限る。）

(3) 世帯員の申請年の前年の所得証明書等及び申請年の合計所得金額の見込額を確認できる書類（第4条第2号から第4号までに該当する場合に限る。）

(4) 給与支払証明書（第3号様式）

(5) その他市長が必要と認めて指示する書類
（調査及び確認）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聞取調査その他の調査により申請の内容について調査するものとする。

（決定通知書及び証明書の交付等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請について可否を決定したときは、申請者に対し、国民健康保険一部負担金免除等決定通知書（第4号様式）により通知し、国民健康保険一部負担金免除等証明書（第5号様式）を交付する。

2 前項の規定により徴収猶予の承認の決定を通知された世帯主は、市長に納付確約書（第6号様式）を提出し、徴収猶予期間の満了日までに徴収猶予を受けた一部負担金を納付しなければならない。

（証明書の提示）

第10条 免除等の決定を受けた者は、保険医療機関で療養の給付を受けようとするときは、前条の国民健康保険一部負担金免除等証明書を当該保険医療機関に提示しなければならない。

（免除等の取消し等）

第11条 市長は、免除等を受けた世帯主が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに免除等の決定を取り消し、当該世帯主から一部負担金を徴収するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により一部負担金の免除等を受けたとき。

(2) 免除等の要件を具備していないことが明らかになったとき。

2 前項の規定による取消しの通知は、世帯主及び保険医療機関に対し、国民健康保険一部負担金免除等取消決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第12条 申請者は、申請に係る事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、法第44条第1項の規定による一部負担金の減額の措置については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4号様式及び第6号様式（その1）の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

収入資産等申告書

年 月 日

郡山市長

住 所 _____

氏 名 _____

私の世帯の総収入及び資産は、下記のとおりです。

記

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分(見込)	前3か月分		
				()月分	()月分	()月分
		収入	円	円	円	円
		必要経費①	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
		収入	円	円	円	円
		必要経費②	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
		収入	円	円	円	円
		必要経費③	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
		収入	円	円	円	円
		必要経費④	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
必要経費(前月分)の主な内容	①					
	②					
	③					
	④					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、こども手当	収入額	月額	円
	児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険 傷病手当金、その他 ()		年額	円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入してください。)

有・無	仕送りによる収入	円	仕送りした者の住所・氏名・間柄等
	現物による収入	米、野菜、魚介類、肉類 その他() 【該当するものを○で囲んでください。】	

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入してください。)

有 無		内容	収入
		生命保険等の給付金	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円

5 働いて得た収入がない者(義務教育修了前の者は記入する必要がありません。)

氏名	働いて得た収入のない理由

6 同一世帯員等が所有又は契約する預貯金、有価証券、保険等の内容

名義	預貯金額	株式等の有価証券	生命保険等	その他

7 同一世帯員等が所有又は契約する土地、家屋、車両等の不動産

名義	種類・区分	所在地等	評価額	その他

(記入上の注意)

- 働いて得た収入は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入のこと。
- 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入のこと。
- 必要経費の欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入のこと。
- 2~4の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右の欄にも記入のこと。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入のうえ添付すること。
- 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険金支払通知書等)は、この申告書に必ず添付すること。

給与支払証明書

給与受領者 住 所 氏 名					
給 与 額	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
			()月分	()月分	()月分
	支給額				
	内、通勤手当				
控 除 額	勤務日数				
	扶養控除				
	社会保険料控除				
	雇用保険料控除				
差引支給額					
上記のとおり証明します。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 事業所(雇用主) 所 在 地 名称又は氏名 </div>					

(記入上の注意)

- 1 個人営業の雇い主の場合、雇い主が証明してください。
- 2 当月分については、この証明書を記載した月の支給見込額を記載してください。
- 3 控除額の欄には、年末調整の対象となる控除額を全て記載してください。年末調整していない事業所や雇い主の場合は空欄としてください。

(備考)

この証明書は、世帯から郡山市長あてに収入申告するときに添付するものです。

年 月 日

様

郡山市長



国民健康保険一部負担金免除等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました一部負担金の支払の免除等については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 免除
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
不承認の理由	

審査請求等

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（県国民健康保険課）に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式 (第9条関係)

郡山市国民健康保険一部負担金免除等証明書

被保険者 記号・番号	島3	療養の給付を受 ける者の氏名	
生年月日		住 所	
世帯主氏名		世帯主との続柄	
傷病名		発病又は負傷の 年月日	
決定内容	<input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 免 除		
決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 印</p>			

- (1) この証明書の提示を受けた医療機関は、上記の傷病名において免除等期間中に診療を受けた場合、一部負担金の徴収を要しませんが、診療報酬明細書の提出の際は、診療報酬明細書の一部負担金額欄に該当事項を記入してください。また、証明書の写しを添付してください。
- (2) この証明書は被保険者証ではありません。必ず郡山市国民健康保険被保険証を確認してください。
- (3) この証明書は、郡山市国民健康保険に加入している期間のみ有効です。他の保険に加入した時点で無効となります。

第 6 号様式（第 9 条関係）

納 付 確 約 書

私は、国民健康保険法第 44 条第 1 項の規定により徴収猶予された一部負担金について、下記納付期限までに納付することを確約いたします。

診 療 月	年 月 診療分
納付期限日	年 月 日

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名(世帯主)

国民健康保険一部負担金免除等取消決定通知書			
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			
住 所		世帯主 氏 名	
療養の給付を受け る被保険者の氏名 生 年 月 日	年 月 日	世帯主 と の 続 柄	
傷 病 名		発病・負傷 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日		
取 消 内 容	<input type="checkbox"/> 徴収猶予		<input type="checkbox"/> 免 除
取 消 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
返 納 金 額	円	納 入 期 限	年 月 日
取 消 理 由	ア 一部負担金の納入を免れようとする行為が認められたため。 イ 不正行為による一部負担金の免除申請と認められたため。 ウ その他（ ）		
<p>年 月 日に承認しました国民健康保険一部負担金の支払の免除等は上記のとおり取り消しましたので通知します。なお、免除等により支払いを免れた一部負担金は、別紙納入通知書により返納してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 印</p>			

審査請求等

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（県国民健康保険課）に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

国民健康保険一部負担金免除等取消決定通知書			
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			
住 所		世帯主 氏 名	
療養の給付を受け る被保険者の氏名 生 年 月 日	年 月 日	世帯主 と の 続 柄	
傷 病 名		発病・負傷 年 月 日	年 月 日
取 消 内 容	<input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 免 除		
取 消 年 月 日	年 月 日		
免除等取消期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>年 月 日に承認しました国民健康保険一部負担金免除等は上記のとおり取り消しましたので通知します。</p> <p>取消日以降の診療等に係る一部負担金は、直接被保険者から徴収してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">郡山市長</p> <div style="text-align: right;">印</div>			